**誓　　約　　書**

　２０２５松橋町ふるさと祭りへの出店において、法令や実行委員会が定めた次の規則を遵守することを誓約し、必要な場合には、提供した個人情報を宇城警察署に照会することおよび当該照会に対する回答を受けることについて承諾します。

なお、万が一、前述を破り、改善の指導にも従わない場合、即刻出店を取り消され、また次年度以降の出店が出来なくなっても、異議ありません。

１　自己または自社の役員・関係者が宇城市暴力団排除条例第２条に定義する、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。

２　出店の権利を第３者に譲渡しないこと。（名義の又貸し）

３ 借用したテント、机等には汚損又は破損しないこと。なお、汚損、破損した

場合は出店者の方で弁償する。

４ 食中毒等が発生した時は、その原因となった商品を販売した出店者がすべて

の責任を負い、実行委員会は一切の責任を負わない。また損害賠償等が生じたときも出店者側で対処する。

５　出店中及び搬出入時において、出店者の過失による盗難、火災、その他の事

故については、出店者がすべての責任を負い、実行委員会は一切の責任を負

わない。また損害賠償等が生じたときも出店者側で対処する。

 ６　ふるさと祭り翌日の片付けに参加すること。なお、参加しない際は、別途、ふるさと祭り実行委員会が指定する額の出店料を支払うこと。

７　前項に係らず、ふるさと祭りの運営に関することについて、実行委員会の指示に従うこと。

８　原則、臨時営業許可は出店者で申請すること。ただし、実行委員会に申請代行を依頼する際は、別途１，５００円手数料を支払うものとする。

９　ふるさと祭り実行委員会が指定する期限までに出店者アンケートを提出すること。

令和　　年　　月　　日

宇城市松橋町ふるさと祭り実行委員会

　　　会長　　坂本　光一郎　様

出店者事業所（団体）名

責任者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞